

香川県条例第37号

香川県税条例の一部を改正する条例

香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(法人税割の税率)</p> <p>第38条 法人税割の税率は、<u>100分の3.2</u>とする。</p> <p>(法人の均等割の減免)</p> <p>第40条 収益事業を行わない法人で、法人税法第2条第5号の公共法人、同条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合及び<u>マンション敷地売却組合</u>、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）のうち、知事において必要があると認めるものに対しては、均等割を減免する。</p> <p>2～4 略</p>	<p>(法人税割の税率)</p> <p>第38条 法人税割の税率は、<u>100分の5</u>とする。</p> <p>(法人の均等割の減免)</p> <p>第40条 収益事業を行わない法人で、法人税法第2条第5号の公共法人、同条第6号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第7項に規定する認可地縁団体並びに特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）のうち、知事において必要があると認めるものに対しては、均等割を減免する。</p> <p>2～4 略</p>
<p>(法人の課税標準の区分経理の義務)</p> <p>第41条 法第72条の23第2項に規定する医療法人又は農業協同組合連合会で事業税の納税義務があるものは、その法人の事業から生ずる所得について、<u>同項の規定</u>によってその法人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額及び損金の額又は個別帰属益金額及び個別帰属損金額に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>(法人税割の税率の特例)</p> <p>21 昭和51年4月1日から平成28年3月31日までの間に終了する各事業年度</p>	<p>(法人の課税標準の区分経理の義務)</p> <p>第41条 法第72条の23第1項<u>ただし書</u>に規定する医療法人又は農業協同組合連合会で事業税の納税義務があるものは、その法人の事業から生ずる所得について、<u>同項ただし書の規定</u>によってその法人の事業税の課税標準とすべき所得の計算上益金の額及び損金の額又は個別帰属益金額及び個別帰属損金額に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>附 則</p> <p>(法人税割の税率の特例)</p> <p>21 昭和51年4月1日から平成28年3月31日までの間に終了する各事業年度</p>

分及び各連結事業年度分の法人税割の税率は、第38条の規定にかかわらず、100分の4とする。

(中小法人等に対する不均一課税)

22 法人のうち資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除く。)又は法第24条第1項第4号の2に掲げる者若しくは第39条第2項において法人とみなされるものであって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下のものに対する各事業年度分及び各連結事業年度分の法人税割額は、前項の規定を適用して計算して得た法人税割額から当該法人税割額に4分の0.8を乗じて得た額を控除した額に相当する金額とする。

23 前項の規定を適用する場合において、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるかどうか又は資本若しくは出資を有しないものであるかどうかの判定は、当該事業年度又は連結事業年度の終了の日(法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合を含む。以下同じ。))又は第144条の3第1項(同法第144条の4第1項の規定が適用される場合を含む。以下同じ。))若しくは第2項(同法第144条の4第2項の規定が適用される場合を含む。以下同じ。))の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人にあっては、その事業年度の開始の日から6月の期間の末日)の現況によるものとする。

27 法人税法第71条第1項又は第144条の3第1項若しくは第2項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人に対する附則第22項の規定の適用については、同項中「年1,000万円」とあるのは、「500万円」とする。

(法人の事業税の税率の特例)

29 平成26年10月1日以後に開始する各事業年度(法第72条の13に規定する事業年度をいう。以下同じ。)に係る法人の事業税についての第42条の規定の適用については、第42条第1項第1号ウの表中「100分の3.8」とあるのは「100分の2.2」と、「100分の5.5」とあるのは「100分の3.2」と、「100分の7.2」とあるのは「100分の4.3」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の6.6」とある

分及び各連結事業年度分の法人税割の税率は、第38条の規定にかかわらず、100分の5.8とする。

(中小法人等に対する不均一課税)

22 法人のうち資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除く。)又は法第24条第1項第4号の2に掲げる者若しくは第39条第2項において法人とみなされるものであって、かつ、法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,000万円以下のものに対する各事業年度分及び各連結事業年度分の法人税割額は、前項の規定を適用して計算して得た法人税割額から当該法人税割額に5.8分の0.8を乗じて得た額を控除した額に相当する金額とする。

23 前項の規定を適用する場合において、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるかどうか又は資本若しくは出資を有しないものであるかどうかの判定は、当該事業年度又は連結事業年度の終了の日(法人税法第71条第1項(同法第72条第1項の規定が適用される場合及び同法第145条においてこれらの規定を準用する場合を含む。以下同じ。))の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人にあっては、その事業年度の開始の日から6月の期間の末日)の現況によるものとする。

27 法人税法第71条第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人に対する附則第22項の規定の適用については、同項中「年1,000万円」とあるのは、「500万円」とする。

(法人の事業税の税率の特例)

29 平成20年10月1日以後に開始する各事業年度(法第72条の13に規定する事業年度をいう。以下同じ。)に係る法人の事業税についての第42条の規定の適用については、第42条第1項第1号ウの表中「100分の3.8」とあるのは「100分の1.5」と、「100分の5.5」とあるのは「100分の2.2」と、「100分の7.2」とあるのは「100分の2.9」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の2.7」と、「100分の6.6」とある

のは「100分の4.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の3.4」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の5.1」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」と、同条第3項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.9」と、同条第4項第1号ウ中「100分の7.2」とあるのは「100分の4.3」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の4.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分の6.7」とする。

のは「100分の3.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の2.7」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の4」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の5.3」と、同条第3項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.7」と、同条第4項第1号ウ中「100分の7.2」とあるのは「100分の2.9」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分の5.3」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第40条第1項の改正規定は規則で定める日から、第41条第1項並びに附則第23項及び第27項の改正規定は平成28年4月1日から施行する。

(法人の県民税に関する経過措置)

- 2 改正後の第38条並びに附則第21項及び第22項の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

(法人の事業税に関する経過措置)

- 3 改正後の附則第29項の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。